

鳥取県公報

平成 24 年 7 月 13 日 (金) 号外第66号

毎週火・金曜日発行

			目	次					
\Diamond	告	示	土砂災害警戒区域の指定(2件)(508・509)						
			土砂災害警戒区域の名称の変更 (2件) (510 土砂災害警戒区域の図面の変更 (4件) (512-						
			土砂災害特別警戒区域の指定 (2件) (516・5						

示

鳥取県告示第508号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規 定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年7月13日

鳥取県知事 平 井 治

- 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 倉吉市
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (3) 土砂災害警戒区域の名称

上米積谷川 ($\mathbf{III} - 1 - 2 - 16 - 3$)、黒見谷川 ($\mathbf{III} - 1 - 2 - 16 - 4$)、三江谷川 ($\mathbf{III} - 1 - 2 - 16 - 5$)、 菅谷川(Ⅲ-1-2-16-6)、志津東谷川(Ⅲ-1-2-16-7)、志津西谷川(Ⅲ-1-2-16-8)、 岩鼻谷川 (III - 1 - 2 - 21 - 1)

- (4) 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおりとする。
- 2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 倉吉市
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (3) 土砂災害警戒区域の名称

穴田 2 地区 (I -1565)、広瀬12地区 (II -3610)、大河内 6 地区 (II -3611)、尾田 2 地区 (II -3613)、 虹ヶ丘町2地区(Ⅲ-3615)、富海7地区(Ⅲ-4218)、富海8地区(Ⅲ-4219)、鴨河内3地区(Ⅲ-4220)、 鴨河内4地区(Ⅲ-4221)、鴨河内5地区(Ⅲ-4222)、耳2地区(Ⅲ-4223)、黒見2地区(Ⅲ-4224)、 黒見3地区(Ⅲ-4225)、三江3地区(Ⅲ-4226)、三江4地区(Ⅲ-4227)、尾田3地区(Ⅲ-4228)、 尾田4地区(Ⅲ-4229)、尾田5地区(Ⅲ-4230)、尾田6地区(Ⅲ-4231)、黒見4地区(Ⅲ-4232)、 生竹3地区(Ⅲ-4233)、服部7地区(Ⅲ-4234)、岡3地区(Ⅲ-4236)、福積3地区(Ⅲ-4237)、安 歩地区(Ⅲ-4263)、関金宿12地区(Ⅲ-4264)、関金宿13地区(Ⅲ-4265)、郡家3地区(Ⅲ-4266)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第509号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規 定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年7月13日

鳥取県知事 平 井 治

- 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 湯梨浜町
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (3) 土砂災害警戒区域の名称 字谷 6 地区(I -1576) 、 門田 5 地区(I -1577) 、 字谷 7 地区($I\!\!I$ -3645)
 - (4) 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに湯梨 浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第510号

平成19年鳥取県告示第317号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る土砂災害 警戒区域の名称を次のとおり変更したので、告示する。

平成24年7月13日

鳥取県知事 平 井 治

土砂災害警戒区 域を指定する市	土砂災害の発生 原因となる自然	変更前	変更後
町村の名称	現象の種類		
倉吉市	土石流	棚谷川(I-1-2-16-63)	栩谷川(I-1-2-16-63)
		官野平谷川 (I-1-2-16-64)	菅野平谷川 (I-1-2-16-64)
		鴨河内谷川 (I-1-2-16-76)	上瀬戸谷川 (I-1-2-16-76)
		鴨河内下谷川 (I-1-2-16-	下瀬戸谷川 (I-1-2-16-77)
		77)	
		下立見谷川(Ⅱ-1-2-16-18)	湯ノ谷川(Ⅱ-1-2-16-18)
		鴨河内中谷川 (Ⅱ-1-2-16-	松尾谷川(Ⅱ-1-2-16-34)
		34)	
	急傾斜地の崩壊	駄経寺地区(Ⅱ-2579)	駄経寺町3地区(Ⅱ-2579)
		岩倉地区(Ⅱ-2593)	岩倉2地区(Ⅱ-2593)
		沢谷地区(Ⅱ-2613)	沢谷2地区(Ⅱ-2613)
		椋波地区(Ⅱ-2626)	椋波2地区(Ⅱ-2626)
		椋波2地区(Ⅱ-2627)	椋波3地区(Ⅱ-2627)
		河来見地区 (Ⅱ-2632)	河来見2地区(Ⅱ-2632)
		河来見2地区(Ⅱ-2633)	河来見3地区(Ⅱ-2633)
		河来見3地区(Ⅱ-2634)	河来見4地区(Ⅱ-2634)

鳥取県告示第511号

平成20年鳥取県告示第231号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る土砂災害 警戒区域の名称を次のとおり変更したので、告示する。

平成24年7月13日

鳥取県知事 平 井 治

土砂災害警戒区	土砂災害の発生		
域を指定する市	原因となる自然	変更前	変更後
町村の名称	現象の種類		
倉吉市	土石流	棚谷川2 (I-1-2-16-109)	栩谷川2 (I-1-2-16-109)
	急傾斜地の崩壊	松河原地区 (I-780)	大鳥居3地区 (I-780)
		米富2地区(I-1406)	明高11地区 (I-1406)
		大鳥居3地区(Ⅱ-2754)	松河原地区(Ⅱ-2754)
		堀3地区(Ⅱ-2757)	今西2地区(Ⅱ-2757)
		堀8地区(Ⅱ-2762)	堀3地区(Ⅱ-2762)
		米富3地区(Ⅱ-2771)	明高12地区(Ⅱ-2771)
		米富4地区(Ⅱ-2772)	明高13地区(Ⅱ-2772)
		郡家 3 地区 (Ⅱ-2782)	山口15地区 (Ⅱ-2782)

鳥取県告示第512号

平成18年鳥取県告示第188号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変 更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え 置いて縦覧に供する。

平成24年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

福庭谷川(I-1-2-16-2)、八屋谷川(I-1-2-16-7)、竹原ノ谷川(I-1-2-16-9)、 宮ノ下谷川(I-1-2-16-10)、屋敷皆谷川(I-1-2-16-12)、瀬ヶ谷口川(I-1-2-16-13)、 袋谷川 (I-1-2-16-38) 、カニケ谷川 (I-1-2-16-42) 、寺屋敷谷川 (I-1-2-16-43) 、 田内谷川(I-1-2-16-44)、旭北上谷川(I-1-2-16-96)、上余戸谷川(I-1-2-16-2)、 小田左谷川(Ⅲ-1-2-16-1)、海田東地区(I-617)、伊木地区(I-620)、八屋地区(I-621)、 上余戸地区(I-623)、栗尾地区(I-624)、大原1地区(I-625)、小田地区(I-626)、古川沢1地 区 (I-627) 、古川沢 2 地区 (I-628) 、田内 1 地区 (I-629) 、田内 2 地区 (I-630) 、三明寺 1 地区 (I-631)、広栄町地区(I-1142)、三明寺2地区(I-1144)、三明寺3地区(I-1145)、海田東2地 区(I-1339)、八屋2地区(I-1341)、八屋3地区(I-1342)、上余戸2地区(I-1345)、小田2地 区(I-1346)、古川沢 3 地区(I-1347)、小田 3 地区(I-1348)、巌城地区(I-1349)、巌城 2 地区 (I-1350)、虹ヶ丘町地区(I-人工49)、上井4地区(I-2568)、栗尾2地区(II-2573)、巌城4地 区(Ⅲ-2577)、寺谷2地区(Ⅲ-2580)、上井5地区(Ⅲ-4208)、下余戸4地区(Ⅲ-4209)、小田5地 区 (Ⅲ-4212)、小田6地区 (Ⅲ-4213)

2 変更した年月日 平成24年7月13日

鳥取県告示第513号

平成19年鳥取県告示第316号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変 更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成24年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 図面を変更した土砂災害警戒区域 橋津7地区(Ⅱ-2638)
- 2 変更した年月日 平成24年7月13日

鳥取県告示第514号

平成19年鳥取県告示第317号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え 置いて縦覧に供する。

平成24年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

小路谷川 (I-1-2-16-1) 、桑谷川(2) (I-1-2-16-5) 、西円谷川 (I-1-2-16-20) 、 浅田谷川 (I-1-2-16-28)、みどり上谷川 (I-1-2-16-34)、汗干谷川 (I-1-2-16-52)、 栩谷川(I-1-2-16-63)、志村川(I-1-2-16-66)、北ヶ谷川(I-1-2-16-67)、富海川 (I-1-2-16-74) 、上瀬戸谷川 (I-1-2-16-76) 、下瀬戸谷川 (I-1-2-16-77) 、大谷谷 川(I-2-26-16-82)、原谷下谷川(I-2-26-16-84)、北面南谷川(I-2-26-16-87)、福庭 北谷川(I-1-2-16-89)、福庭東谷川(I-1-2-16-90)、福庭東上谷川(I-1-2-16-93)、 旭北下谷川 (I-1-2-16-94) 、旭北中谷川 (I-1-2-16-95) 、みどり東谷川 (I-1-2-16-95)99) 、清水北谷川(Ⅰ-1-2-16-101)、米田谷川(Ⅱ-1-2-16-4)、下森谷川(Ⅱ-1-2-16 -12) 、小杉野谷川($\Pi - 1 - 2 - 16 - 16$)、富海東谷川($\Pi - 1 - 2 - 16 - 24$)、岩倉川($\Pi - 1 - 2 - 16$ -26)、広瀬川($\Pi-1-2-16-31$)、松尾谷川($\Pi-1-2-16-34$)、野田谷川($\Pi-1-2-16-39$)、 岩倉南谷川(II-1-2-16-41)、桜谷川(II-1-2-16-43)、横手南川(II-1-2-16-44)、横 手北川(Ⅱ-1-2-16-45)、清谷1地区(I-613)、清谷2地区(I-614)、清谷3地区(I-615)、 山根地区(I-619)、駄経寺町地区(I-634)、住吉町地区(I-635)、東町地区(I-636)、仲ノ町地 区 (I-637)、長谷地区 (I-638)、余戸谷町地区 (I-639)、みどり町 2 地区 (I-640)、八幡町地区 (I-641)、尾原1地区(I-644)、尾原2地区(I-645)、穴田地区(I-646)、鋤地区(I-647)、 津原地区(I-648)、谷1地区(I-649)、別所3地区(I-650)、勝負谷地区(I-651)、秋喜地区(I -652) 、下米積1地区 (I-655) 、下米積2地区 (I-656) 、妻ノ神地区 (I-657) 、上福田1地区 (I -658)、上福田 2 地区(I -659)、服部 1 地区(I -660)、福積 1 地区 (I -661)、福積 2 地区(I -662)、 岡地区(I-663)、大立地区(I-664)、上大立地区(I-665)、松尾地区(I-666)、河来見地区(I -667)、下忰谷地区(I-668)、杉野地区(I-669)、中野地区(I-670)、忰谷地区(I-671)、椋波 地区(I-672)、大河内地区(I-674)、上米積地区(I-675)、三江地区(I-676)、福本地区(I-676) 677)、沢谷地区(I-678)、黒見地区(I-679)、尾田地区(I-680)、志津地区(I-681)、中田1地 区(I-683)、中田2地区(I-684)、生竹地区(I-685)、岩倉地区(I-687)、広瀬地区(I-688)、 福庭東地区(I-1140)、山根2地区(I-1141)、米田地区(I-1143)、谷2地区(I-1146)、森地区

(I-1147)、清谷4地区(I-1335)、清谷5地区(I-1336)、円谷2地区(I-1351)、米田町2地区 (I-1352)、住吉町2地区(I-1353)、北面地区(I-1355)、鋤2地区(I-1357)、鍛冶町地区(I -1358)、余戸谷町2地区(I-1359)、大宮地区(I-1360)、秋喜2地区(I-1361)、福光地区(I-1362) 、生竹 2 地区(I-1363)、上米積 2 地区(I-1364)、福富地区(I-1365)、大河内 2 地区(I-1364)、 1366)、忰谷2地区(I-1367)、桜地区(I-1368)、岡2地区(I-1369)、大立2地区(I-1370)、 服部 3 地区 (I-1372)、瀬崎町地区 (I-人工31)、みどり町 1 地区 (I-人工33)、服部 2 地区 (I-人 工35) 、山根 4 地区(Π − 2569)、駄経寺町 3 地区(Π − 2579)、大谷地区(Π − 2582)、別所 2 地区(Π − 2584)、仲ノ町 2 地区 (Ⅱ-2586)、富海地区 (Ⅱ-2587)、富海 2 地区 (Ⅱ-2588)、富海 5 地区 (Ⅱ-2591)、 富海6地区(Ⅱ-2592)、菅原地区(Ⅱ-2594)、広瀬3地区(Ⅱ-2597)、広瀬5地区(Ⅱ-2599)、広瀬 6 地区(Ⅱ-2600)、広瀬8 地区(Ⅱ-2602)、広瀬9 地区(Ⅱ-2603)、広瀬10地区(Ⅱ-2604)、広瀬11 地区($\Pi-2605$)、鴨河内地区($\Pi-2606$)、鴨河内 2 地区($\Pi-2607$)、上古川地区($\Pi-2608$)、志津 2地区 ($\Pi - 2609$)、上米積 3 地区 ($\Pi - 2611$)、福富 2 地区 ($\Pi - 2612$)、沢谷 2 地区 ($\Pi - 2613$)、志津 3地区(Π −2614)、大河内 3 地区(Π −2615)、大河内 4 地区(Π −2616)、大河内 5 地区(Π −2617)、服 部4地区(Ⅱ-2618)、服部5地区(Ⅱ-2619)、服部6地区(Ⅱ-2620)、桜2地区(Ⅱ-2621)、般若地 区 ($\Pi - 2622$)、般若 2 地区 ($\Pi - 2623$)、般若 3 地区 ($\Pi - 2624$)、大立 3 地区 ($\Pi - 2625$)、椋波 2 地区 (Ⅱ-2626)、椋波3地区(Ⅱ- 2627)、大立3地区(Ⅱ-2628)、立見2地区(Ⅱ-2631)、河来見2地 区(Ⅱ-2632)、河来見3地区(Ⅱ-2633)、上神地区(Ⅱ-2636)

2 変更した年月日 平成24年7月13日

鳥取県告示第515号

平成20年鳥取県告示第231号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変 更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え 置いて縦覧に供する。

平成24年7月13日

鳥取県知事 平 井 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

西谷川 (I-1-2-16-106)、宮ノ谷川 (I-1-2-16-108)、堤原谷川 (I-1-2-21-9)、 米富川 (I-1-2-21-10)、堰谷川 (I-1-2-21-14)、崎山川 (I-1-2-21-21)、小泉谷川 ① (Ⅱ-1-2-21-8)、大平町地区(I-618)、穴沢1地区(I-643)、大鳥居地区(I-777)、関金 宿地区(I-778)、大坪団地地区(I-779)、大鳥居3地区(I-780)、陽中地区(I-781)、米富地区 (I-783)、城山地区(I-784)、山新地区(I-786)、高助地区(I-787)、小泉地区(I-788)、野 添地区(I-789)、山口地区(I-790)、角坂地区(I-791)、崩地区(I-1152)、上井地区(I-1340)、 明高2地区(I-1404)、明高11地区(I-1406)、関金宿2地区(I-1407)、関金宿3地区(I-1408)、 谷 3 地区 (I-1548)、八幡町 2 地区 (I-1549)、余戸谷町 3 地区 (I-1550)、余戸谷町 4 地区 (I-1551)、 上井 2 地区(II-2566)、穴沢 2 地区(II-2581)、今西 2 地区(II-2757)、堀 4 地区(II-2758)、明高 4 地区(Ⅱ -2763)、明高 5 地区(Ⅱ -2764)、明高12地区(Ⅱ -2771)、明高13地区(Ⅱ -2772)、関金宿 5 地区 (Ⅱ-2773) 、郡家地区 (Ⅱ-2777) 、関金宿11地区 (Ⅱ-2780) 、郡家 2 地区 (Ⅱ-2781) 、山口15 地区($\Pi-2782$)、山口 3 地区($\Pi-2784$)、山口 4 地区($\Pi-2785$)、山口 6 地区($\Pi-2787$)、山口 7 地 区 (Π -2788)、山口 8 地区 (Π -2789)、山口11地区 (Π -2792)、谷 4 地区 (Π -3589)

2 変更した年月日 平成24年7月13日

鳥取県告示第516号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規 定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

深谷川(I-1-2-16-3)、桑谷川(1)(I-1-2-16-4)、桑谷川(2)(I-1-2-16-5)、 奥谷川(I - 1 - 2 -16- 6)、八屋谷川(I - 1 - 2 -16- 7)、八屋南谷川(I - 1 - 2 -16- 8)、 竹原ノ谷川 (I-1-2-16-9)、屋敷谷川 (I-1-2-16-11)、屋敷皆谷川 (I-1-2-16-12)、 瀬ヶ谷口川(I-1-2-16-13)、立原川(I-1-2-16-14)、宮ノ東谷川(I-1-2-16-16)、 大原北谷川(I-1-2-16-17)、大原谷川(I-1-2-16-18)、大原中谷川(I-1-2-16-19)、 西円谷川(I-1-2-16-20)、駄経寺谷川(I-1-2-16-22)、葵東谷川(I-1-2-16-24)、 葵谷川(I-1-2-16-25)、葵中谷川(I-1-2-16-26)、葵西谷川(I-1-2-16-27)、浅 田谷川 (I-1-2-16-28) 、長谷川 (I-1-2-16-30) 、みどり下谷川 (I-1-2-16-32) 、 みどり上谷川 (I-1-2-16-34) 、大谷川 (I-1-2-16-35) 、源三郎谷川 (I-1-2-16-36) 、 円山南谷川(I-1-2-16-41)、寺屋敷谷川(I-1-2-16-43)、田内谷川(I-1-2-16-44)、 小内谷川(I-1-2-16-45)、大坂西谷川(I-1-2-16-46)、汗干谷川(I-1-2-16-52)、 大河内東谷川(I-1-2-16-54)、森谷川(I-1-2-16-55)、忰谷中谷川(I-1-2-16-57)、 西高尾谷川(I-1-2-16-60)、椋波下谷川(I-1-2-16-62)、栩谷川(I-1-2-16-63)、 菅野平谷川(I-1-2-16-64)、上大立谷川(I-1-2-16-68)、大立上谷川(I-1-2-16-69) 、大立下谷川 (I-1-2-16-70) 、カンノ谷川 (I-1-2-16-72) 、大原谷川 (I-1-2-16-73)、富海西谷川(I-1-2-16-75)、上瀬戸谷川(I-1-2-16-76)、下瀬戸谷川(I-1 -2-16-77) 、広瀬谷川(I-1-2-16-79)、大谷谷川(I-2-26-16-82)、原谷谷川(I-2-26-16-83)、原谷下谷川(I-2-26-16-84)、北面下谷川(I-2-26-16-85)、北面南谷川(I-2-26-16-87)、福庭北谷川(I-1-2-16-89)、福庭東谷川(I-1-2-16-90)、福庭東下 谷川(I-1-2-16-91)、福庭東中谷川(I-1-2-16-92)、旭北中谷川(I-1-2-16-95)、 旭北上谷川(I-1-2-16-96)、北奥谷川(I-1-2-16-97)、宮ノ上谷川(I-1-2-16-98)、 みどり東谷川 (I-1-2-16-99) 、みどり南谷川 (I-1-2-16-100) 、清水北谷川 (I-1-2-16-100)16-101) 、大立東谷川(I-1-2-16-104)、西谷川(I-1-2-16-106)、権代山谷川(I-1-2-16-107) 、栩谷川 2 (I-1-2-16-109) 、山口谷川 (I-1-2-21-1) 、郡家谷川 (I-1 -2 -21 -2) 、湯谷川(I -1 -2 -21 -3) 、小念川(I -1 -2 -21 -4) 、下清水谷川(I -1 -2-21-5)、清水谷川(I-1-2-21-6)、堤原谷川(I-1-2-21-9)、米富川(I-1-2-21-10) 、奥湯谷川 (I-1-2-21-13) 、釈迦谷川 (I-1-2-21-17) 、ジャキ谷川 (I-1-2-21-18)、崎山川(I-1-2-21-21)、中福積谷川(II-1-2-16-1)、上余戸谷川(II-1-2-16-2)、栗尾谷川(II-1-2-16-3)、米田谷川(II-1-2-16-4)、和田末谷川(II-1-2-16-4)、和田末谷川(II-1-2-16-4) 1-2-16-5)、森南谷川(II-1-2-16-7)、下汗干谷川(II-1-2-16-8)、奥汗干谷川(II-1-2-16-9)、フラン谷川($\Pi-1-2-16-10$)、赤瀬谷川($\Pi-1-2-16-11$)、下森谷川(Π -1-2-16-12) 、中野上谷川($\Pi-1-2-16-13$)、杉野谷川($\Pi-1-2-16-15$)、湯ノ谷川(Π

- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおりとする。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおりとする。
- 2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称 倉吉市
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

清谷1地区(I-613)、清谷2地区(I-614)、清谷3地区(I-615)、海田東地区(I-617)、大 平町地区(I-618)、山根地区(I-619)、伊木地区(I-620)、八屋地区(I-621)、下余戸地区(I-622) 、上余戸地区(I-623)、栗尾地区(I-624)、大原1地区(I-625)、小田地区(I-626)、 古川沢1地区(I-627)、古川沢2地区(I-628)、田内1地区(I-629)、田内2地区(I-630)、 三明寺 1 地区 (I - 631) 、駄経寺町 2 地区 (I - 633) 、駄経寺町地区 (I - 634) 、住吉町地区 (I - 635) 、 東町地区(I-636)、仲/町地区(I-637)、長谷地区(I-638)、余戸谷町地区(I-639)、みどり町 2 地区 (I-640)、八幡町地区 (I-641)、穴沢 1 地区 (I-643)、尾原 1 地区 (I−644)、尾原2 地区(I-645)、穴田地区(I-646)、鋤地区(I-647)、津原地区(I-648)、谷1地区(I-649)、 別所3地区(I-650)、秋喜地区(I-652)、国府地区(I-653)、下米積1地区(I-655)、下米積 2地区(I-656)、妻ノ神地区(I-657)、上福田1地区(I-658)、上福田2地区(I-659)、服部 1地区(I-660)、福積1地区(I-661)、福積2地区(I-662)、岡地区(I-663)、大立地区(I -664)、上大立地区(I-665)、松尾地区(I-666)、河来見地区(I-667)、下忰谷地区(I-668)、 杉野地区(I-669)、中野地区(I-670)、忰谷地区(I-671)、椋波地区(I-672)、大河内地区(I-674)、三江地区(I-676)、福本地区(I-677)、沢谷地区(I-678)、黒見地区(I-679)、尾田 地区(I-680)、志津地区(I-681)、中田1地区(I-683)、中田2地区(I-684)、岩倉地区(I -687)、広瀬地区(I-688)、大鳥居地区(I-777)、関金宿地区(I-778)、大坪団地地区(I-779)、 大鳥居 3 地区(I-780)、陽中地区(I-781)、明高地区(I-782)、米富地区(I-783)、城山地区 (I-784) 、寺屋敷地区 (I-785) 、山新地区 (I-786) 、高助地区 (I-787) 、小泉地区 (I-788) 、 野添地区(I-789)、山口地区(I-790)、角坂地区(I-791)、福庭東地区(I-1140)、広栄町地区 (I-1142)、米田地区(I-1143)、三明寺2地区(I-1144)、三明寺3地区(I-1145)、谷2地区 (I-1146)、森地区(I-1147)、崩地区(I-1152)、清谷4地区(I-1335)、清谷5地区(I-1336)、 福庭2地区(I-1337)、福庭3地区(I-1338)、海田東2地区(I-1339)、上井地区(I-1340)、 八屋 2 地区 (I-1341) 、八屋 3 地区 (I-1342) 、下余戸 3 地区 (I-1344) 、上余戸 2 地区 (I-1345) 、 小田 2 地区 (I-1346)、古川沢 3 地区 (I-1347)、小田 3 地区 (I-1348)、巌城地区 (I-1349)、

嚴城 2 地区(I-1350)、円谷 2 地区(I-1351)、米田町 2 地区(I-1352)、住吉町 2 地区(I-1353)、 北面地区 (I-1355) 、別所地区 (I-1356) 、鋤 2 地区 (I-1357) 、鍛冶町地区 (I-1358) 、余戸谷 町2地区(I-1359)、大宮地区(I-1360)、秋喜2地区(I-1361)、福光地区(I-1362)、生竹2 地区(I-1363)、上米積 2 地区(I-1364)、福富地区(I-1365)、大河内 2 地区(I-1366)、忰谷 2地区(I-1367)、桜地区(I-1368)、岡2地区(I-1369)、大立2地区(I-1370)、服部3地区 (I-1372)、堀地区(I-1402)、堀2地区(I-1403)、明高2地区(I-1404)、明高3地区(I-1405) 、明高11地区(I-1406)、関金宿2地区(I-1407)、関金宿3地区(I-1408)、関金宿4地区 (I-1409) 、谷 3 地区 (I-1548) 、八幡町 2 地区 (I-1549) 、余戸谷町 3 地区 (I-1550) 、余戸谷 町 4 地区(I -1551)、穴田 2 地区(I -1565)、瀬崎町地区(I -人 工 31)、大原 2 地区(I -人 工 32)、 みどり町1地区(I-人工33)、服部2地区(I-人工35)、虹ヶ丘町地区(I-人工49)、福庭4地区(I-2565)、上井 2 地区(II -2566)、上井 4 地区(II -2568)、山根 4 地区(II -2569)、八屋 4 地区(II-2571) 、栗尾 2 地区(Π -2573)、栗尾 3 地区(Π -2574)、小田 4 地区(Π -2575)、巖城 3 地区(Π -2576) 、巖城 4 地区(II-2577)、駄経寺町 3 地区(II-2579)、寺谷 2 地区(II-2580)、穴沢 2 地区 (Ⅱ-2581) 、大谷地区 (Ⅱ-2582) 、別所 2 地区 (Ⅱ-2584) 、仲ノ町 2 地区 (Ⅱ-2586) 、富海 2 地区 (Ⅱ-2588)、富海3地区(Ⅱ-2589)、富海5地区(Ⅱ-2591)、富海6地区(Ⅱ-2592)、岩倉2地区 (Ⅱ-2593)、菅原地区(Ⅱ-2594)、菅原2地区(Ⅱ-2595)、広瀬2地区(Ⅱ-2596)、広瀬3地区(Ⅱ -2597) 、広瀬4地区 (II-2598) 、広瀬5地区 (II-2599) 、広瀬6地区 (II-2600) 、広瀬7地区 (II -2601) 、広瀬 8 地区(Π -2602)、広瀬 9 地区(Π -2603)、広瀬10地区(Π -2604)、広瀬11地区(Π -2605)、鴨河内地区(II -2606)、鴨河内 2 地区(II -2607)、上古川地区(II -2608)、志津 2 地区(II-2609) 、三江 2 地区 (II-2610) 、福富 2 地区 (II-2612) 、沢谷 2 地区 (II-2613) 、志津 3 地区 (II -2614) 、大河内 3 地区(II -2615)、大河内 4 地区(II -2616)、大河内 5 地区(II -2617)、服部 5 地 区 (Π - 2619)、服部 6 地区 (Π - 2620)、桜 2 地区 (Π - 2621)、般若地区 (Π - 2622)、般若 2 地区 (Π -2623) 、般若3地区(Ⅱ-2624)、大立3地区(Ⅱ-2625)、椋波2地区(Ⅱ-2626)、椋波3地区(Ⅱ -2627)、大立 3 地区(II -2628)、大立 4 地区(II -2629)、大立 5 地区(II -2630)、立見 2 地区(II-2631) 、河来見 2 地区 (Π -2632) 、河来見 3 地区 (Π -2633) 、河来見 4 地区 (Π -2634) 、上神地区 (II - 2636) 、大鳥居 2 地区 (II - 2753) 、松河原地区 (II - 2754) 、泰久寺地区 (II - 2755) 、今西地区 (Ⅱ-2756)、今西2地区(Ⅱ-2757)、堀4地区(Ⅱ-2758)、堀5地区(Ⅱ-2759)、堀6地区(Ⅱ-2760)、堀7地区(Ⅱ-2761)、堀3地区(Ⅱ-2762)、明高4地区(Ⅱ-2763)、明高5地区(Ⅱ-2764)、 明高6地区(II-2765)、明高7地区(II-2766)、福原地区(II-2767)、明高8地区(II-2768)、明 高9地区(Ⅱ-2769)、明高10地区(Ⅱ-2770)、明高12地区(Ⅱ-2771)、明高13地区(Ⅱ-2772)、関 金宿5地区(Ⅱ-2773)、関金宿6地区(Ⅱ-2774)、関金宿7地区(Ⅱ-2775)、関金宿8地区(Ⅱ-2776)、 郡家地区 $(\Pi - 2777)$ 、関金宿 9 地区 $(\Pi - 2778)$ 、関金宿10地区 $(\Pi - 2779)$ 、関金宿11地区 $(\Pi - 2780)$ 、 郡家 2 地区 ($\Pi - 2781$) 、山口15地区 ($\Pi - 2782$) 、山口 2 地区 ($\Pi - 2783$) 、山口 3 地区 ($\Pi - 2784$) 、 山口 4 地区(Π -2785)、山口 5 地区(Π -2786)、山口 6 地区(Π -2787)、山口 8 地区(Π -2789)、 山口 9 地区 $(\Pi - 2790)$ 、山口 10地区 $(\Pi - 2791)$ 、山口 11地区 $(\Pi - 2792)$ 、山口 12地区 $(\Pi - 2793)$ 、 山口13地区(Π -2794)、山口14地区(Π -2795)、谷4地区(Π -3589)、広瀬12地区(Π -3610)、大 河内6地区(Ⅱ-3611)、尾田2地区(Ⅱ-3613)、虹ヶ丘町2地区(Ⅱ-3615)、上井5地区(Ⅲ-4208)、 下余戸4地区(Ⅲ-4209)、古川沢4地区(Ⅲ-4210)、古川沢5地区(Ⅲ-4211)、小田5地区(Ⅲ-4212)、 小田6地区(Ⅲ-4213)、和田東2地区(Ⅲ-4215)、富海7地区(Ⅲ-4218)、富海8地区(Ⅲ-4219)、 鴨河内 3 地区 (Ⅲ-4220) 、鴨河内 4 地区 (Ⅲ-4221) 、鴨河内 5 地区 (Ⅲ-4222) 、耳 2 地区 (Ⅲ-4223) 、 黒見2地区(Ⅲ-4224)、黒見3地区(Ⅲ-4225)、三江3地区(Ⅲ-4226)、三江4地区(Ⅲ-4227)、 尾田3地区(Ⅲ-4228)、尾田4地区(Ⅲ-4229)、尾田5地区(Ⅲ-4230)、尾田6地区(Ⅲ-4231)、 黒見4地区(Ⅲ-4232)、生竹3地区(Ⅲ-4233)、服部7地区(Ⅲ-4234)、岡3地区(Ⅲ-4236)、福 積3地区(Ⅲ-4237)、安歩地区(Ⅲ-4263)、関金宿12地区(Ⅲ-4264)、関金宿13地区(Ⅲ-4265)、 郡家3地区 (Ⅲ-4266)

- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおりとする。
- (5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項 次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第517号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規 定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称 湯梨浜町
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (3) 土砂災害特別警戒区域の名称 宇谷6地区(I-1576)、門田5地区(I-1577)、橋津7地区(II-2638)、宇谷7地区(II-3645)
 - (4) 土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおりとする。
 - (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4 条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに湯梨 浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)